

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課
厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）が令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。）等の規定について所要の改正等を行うとともに、令和7年改正法附則第55条等の規定に基づき、所要の経過措置を定める。

2. 改正の概要

(1) 関係政令の整備

① 国民年金における高齢任意加入制度の対象拡充（延長措置）

- 昭和40（1965）年4月1日以前生まれの者を対象とした高齢任意加入に係る政令事項について、昭和40（1965）年4月2日から昭和50（1975）年4月1日までの生まれの者を対象とした高齢任意加入にも同様の措置を講じることとする規定の整備を行う。（国年令、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成14年政令第407号）、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成25年政令第280号）、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号）の一部改正）

② 直近1年要件の延長

- 令和7年改正法において、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）において時限措置として規定されている、初診日前の直近1年間に保険料の未納がなければ障害年金の受給を可能とする等の特例である直近1年要件の期限が、「令和8年4月1日」から「令和18年4月1日」まで延長されたことから、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号。以下「平成9年経過措置令」という。）第43条等においても、同様に「令和8年4月1日」から「令和18年4月1日」まで延長することとする。（平成9年経過措置令、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公

務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）の一部改正）

③ 存続厚生年金基金と存続連合会における死亡届の省略

- 令和 7 年改正法において、存続厚生年金基金及び存続連合会において、死亡届の省略が可能となったことを踏まえ、関係規定に関する整備を行う。（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）の一部改正）

④ 簡易型 DC の廃止等

- 令和 7 年改正法において、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「DC 法」という。）が改正され簡易企業型年金（以下「簡易型 DC」という。）が廃止されたことを踏まえて、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「DC 令」という。）における簡易型 DC に関する規定を削る等関係規定に関する整備を行う。

また、企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）の個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するよう、事業主が行う説明義務について、これまで「加入者が資格を喪失したとき又は企業型 DC が終了したとき」に行うものとされていたところ、「加入者の資格の喪失又は企業型 DC の終了が見込まれるとき」に行うものとし、退職等により資格の喪失や制度の終了が見込まれる者に対して説明を行うことを義務づけることとする等の必要な措置を講ずることとする。（DC 令の一部改正）

（2）令和 7 年改正法の施行に伴う経過措置

① 遺族基礎年金と死亡一時金の支給調整に関する経過措置

- 令和 7 年改正法附則第 6 条第 2 項の規定において、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくする父又は母が、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）による死亡一時金の支給を受けた場合は、国年法第 41 条第 2 項の見直しによって令和 10 年 4 月 1 日以後の月分から支給停止が解除される子に対する遺族基礎年金について、引き続きその支給を停止することとしているところ、例外として「令和 8 年 3 月 31 日以前に父又は母が死亡一時金の支給を受けた場合」や「死亡一時金の支給を受けた父又は母と子が令和 10 年 4 月 1 日以後に生計を同じくしなくなった場合」については、子に対する遺族基礎年金を支給することを規定する。

② 石炭基金の移行に伴う経過措置について

- 令和7年改正法において、石炭基金は企業年金基金に移行することができるものとされているところ、移行に際して企業年金基金が承継するものを規定する。

③ 国民年金における高齢任意加入制度の対象拡充（延長措置）に伴う経過措置

- 昭和40（1965）年4月1日以前生まれの者を対象とした高齢任意加入に係る政令事項について、昭和40（1965）年4月2日から昭和50（1975）年4月1日までの生まれの者を対象とした高齢任意加入にも同様の措置を講じる等の規定の創設を行う。

3. 根拠条項

- ・ 国年法第3条第3項及び附則第9条の4の7第1項
- ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第8項
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第36条第3項及び附則第60条第3項
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第2項及び附則第38条第2項
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第13条第5項
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第11条第4項
- ・ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成25年法律第66号）第2条第4項
- ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第7条第4項
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第38条
- ・ 令和7年改正法附則第32条の規定によりなおその効力を有するものとされた令和7年改正法第29条による改正前の確定拠出年金法第19条第2項
- ・ DC法第23条第2項、第73条及び第85条
- ・ 令和7年改正法附則第6条第2項、附則第32条、附則第34条第6項、附則第40条第1項、附則第40条第12項及び附則第55条

4. 施行期日等

公布日：令和8（2026）年3月中旬（予定）

施行期日：令和8（2026）年4月1日